

CATERHAM CUP JAPAN 2026 SPORTING REGULATION

特別規定

目的

CATERHAM CUP JAPAN は、CATERHAM CUP JAPAN 事務局が指定する特定の安全装備を有した CATERHAM SVEN 170 を使用したレース形式による走行イベントである。参加者は規則を遵守し、レース形式で順位を競い合うクラブマンレースの楽しさを探求することにより、今後の国内モータースポーツの裾野を広げることを目的とする。

共通規定

第 1 条 大会

CATERHAM CUP JAPAN は、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠した JAF 国内競技規則およびその細則、本競技規定およびサーキット規定に従って開催される。全ての参加者は、これらの諸規定に精通し、これを遵守するとともにオーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

シリーズは東日本および西日本の二つの地域で異なるシリーズ戦を行う。但し、全ての競技規則および車両規定、参加者の負う義務は同一である。

第 2 条 組織

本レースは、CATERHAM CUP JAPAN 事務局（以下 事務局）が CATERHAM CUP JAPAN（以下 CCJ）の名称を付したレースを組織、開催する。

事務局は、東日本/西日本シリーズとして統一性維持および各オーガナイザーの競技役員に協力する目的で「レースディレクター」を各大会に派遣する場合がある。その際、レースディレクターは大会競技長と協議をしながら役務を遂行する。レースディレクターの役務（義務）は、大会期間中（参加受付から正式結果発表まで）に発生した違反行為の判定に関して、シリーズを通じた独自の判断に基づく提言を競技長に行い、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。ただしレースディレクターは、レース運営や判定に関する最終的な判断を下す権限を競技長に委譲する。

第 3 条 競技規則の変更

CCJ シリーズ統一規則は、シリーズ開催年度中に於いても見直しを行うことがある。その内容は事務局発行のブルテン (Bulletin) で発表される。

第 4 条 開催日 / 開催場所 / 大会名称

PETRONAS シリーズ (東日本シリーズ)

	開催日	開催場所	大会名称
第 1 戦	2026 年 5 月 5 日 (祝火)	つくばサーキット	筑波フェスティバル
第 2 戦	2026 年 6 月 14 日 (日)	スポーツランド SUGO	SUGO チャンピオンカップ レースシリーズ
第 3 戦	2026 年 11 月 15 日 (日)	つくばサーキット	ニッサンスポーツカークラブ

OBERON シリーズ (西日本シリーズ)

	開催日	開催場所	大会名称
第 1 戦	○年○月○日 (日)	岡山国際サーキット	○○○○
第 2 戦	○年○月○日 (日)	岡山国際サーキット	○○○○
第 3 戦	○年○月○日 (日)	岡山国際サーキット	○○○○

第 5 条 レース距離 / 完走周回数 / 決勝出走台数

各大会の特別規則書に公示される。

第6条 参加資格

1. ドライバーは、有効な運転免許証の所持者で、JAF 国内競技規則に精通していること。また、JAF 国内競技運転者許可証 A 以上の所持者であることを強く推奨する。
2. ピットクルーは帯同する場合は 16 歳以上とする。ピットクルーは同一大会で複数の参加車両に重複して登録することが認められる。
3. ドライバーならびにピットクルーは、競技中に有効な保険に加入することを強く推奨する。
4. ドライバーならびにピットクルーが 18 歳未満の場合は、親権者の承諾を必要とする。
5. 同日開催日に他の競技に重複して参加しないことを強く推奨する。また、重複して参加する場合には、いかなる理由があろうとも本レースとそのスケジュールを最優先に参加することが義務づけられる。
6. 上記の条件を満たした場合でも、事務局もしくは各オーガナイザーが CCJ の参加者に相応しくないと判断した場合、その理由を示すことなく参加申込の拒否することができる。

第7条 参加クラス・車両

1. 参加車両は、エスシーアイ株式会社が輸入・販売した CATERHAM SEVEN 170 を使用する。別掲の TECHNICAL REGULATION に合致した車両であること。
2. 参加者は、大会期間中いつでも、有効な自動車検査証及び自賠責保険証書を提示できるように常備する。各年シリーズ参加初戦に先立ち、事務局指定 SPORT HUBにて車両検査を受けTechnical Inspection Sheetを提出しなければならない。
3. Inspectionに適合した車両は、事務局にて登録ナンバー、車体ナンバーが登録され、ケータハムカップ仕様車であることを表す認定番号付きプレートおよびインスペクション・ステッカーが装着されていなければならない。
4. 参加車両は、レース終了・車両保管解除後に、一般公道における安全な運行を確認するため、車両検査が義務付けられる。

第8条 ゼッケン

1. ゼッケン番号は 2 桁の番号を事務局が決定し、各シリーズに於いて当該年度を通して使用される。既に使用されている番号は、最終参戦日より 2 年以上経過すると他のエントリーが申請可能とする。
2. ゼッケンベース、ゼッケン番号は、事務局指定品を使用し、指定された位置と角度で貼り付けなくてはならない。
3. ゼッケンの表示場所はノーズコーン / 左右サイドパネル / リヤパネルの 4 箇所とする。
4. 指定されたゼッケン以外の競技用ゼッケンを貼付している場合、取り外すか、番号が分からないようテープなどで覆うなどの対処をすること。

第9条 ドライバーの装備品

1. JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従った装備品を整えることを強く推奨する。また、頭部および頸部の保護装置「FHR システム (HANS)」の併用を強く推奨する。
2. 上記の基準を満たさない装備品であっても、下記の基準を満たした装備品を整えなければならない。いずれも製造後 10 年以内を推奨するが、使用期限は問わない。
 - ①ヘルメット：PSC や JIS 以上の規格に合致した競技用 4 輪用 フルフェイスタイプのヘルメットと耐火炎バラクラバスの着用が義務付けられる。(2 輪用は不可)。
※いかなる理由があろうとも、規格マークの表示が無いものは基準に合致していないものとみなす。
 - ②グローブ：指が露出せず、滑り止め処置がされた難燃性素材のレーシンググローブの着用が義務付けられる。

- ③服装：難燃性素材（ノーメックス、コネックス等メタ系アラミド繊維素材）のレーシングスーツの着用が義務付けられる。
 - ④靴：ソールに滑り止め処置がされた難燃性素材（ノーメックス、コネックス等メタ系アラミド繊維素材）のレーシングシューズの着用が義務付けられる。
 - ⑤耐火炎アンダーウェア/耐火炎ソックスの着用を強く推奨する。
3. ヘルメット及び装備品へのウェアブルカメラの装着は禁止する。
 4. レース期間中、エントラントは事務局が要望する装備品確認に応じなければならない。

第 10 条 参加申込

1. 年間参加申込み、スポット参加申込及び各大会への参加申し込みは、事務局宛に行うこと。
2. 参加申込書に記載する車名は、参加車両に該当する「170R」または「170S」の文字が含まれていなければならない。

第 11 条 参加費用

1. 年間参加申込料金：550,000 円（消費税込） / 2026 シリーズ
2. スポット参戦申込料金：185,000 円（消費税込） / 1 レース
3. 参加料はいかなる場合も返還されない。

第 12 条 保険

1. 参加者は、ドライバーには総額 1,000 万円以上、ピット要員には総額 500 万円以上の有効な保険に加入していることを強く推奨する。
2. 各大会の特別規則に規定されている場合には、それに従うこと。

第 13 条 ドライバーおよびチームクルーの遵守事項

参加者、ドライバーおよびチームクルーは、秩序ある行動を取らなければならない。

そして相互に、また競技役員を含む全ての関係者に対して攻撃的、侮辱的な言動や行動は、厳に慎まなければならない。

本条項に違反した場合は、厳重な罰則が適用される。

第 14 条 罰則

1. サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーは、FIA 国際競技規則付則 L 項第 4 章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」および当該大会に有効な安全規定ならびに、それに準ずる規定を遵守しなければならない。この条項に違反し、危険行為と判断されたドライバーは、当該大会の罰則および事務局からも厳しく罰せられる。

①各大会において当該競技役員から危険行為と判断され、当該大会審査委員会よりペナルティを科せられたドライバーは、当該競技委員会により公示される。

②車両規則違反

参加者は、本規定に定められた TECHNICAL REGULATION、当該大会の特別規則に定められた車両規定および当該サーキット規定に定められた車両規定に違反により失格となった場合、当該大会審査委員会の審議結果を考慮し、その年度内に獲得したシリーズポイントの全てを剥奪される。

第 15 条 広告スペース

参加者は、事務局および各主催者より配布されるスポンサーステッカーを貼付する為のスペースを提供しなければならない。その数、位置については事務局の指示に従わなければならない。

1. 参加者は、大会事務局及び当該レーススポンサーのために参加車両に広告スペースを提供し、規定の位置指定のステッカーを貼付しなければならない。
2. 参加者は、事務局が規定する当該レースのスポンサーと競合する参加者自身のスポンサーを車両及び衣服に表示することはできない。公式車検時に事務局が競合へ該当すると判断したスポンサーステッカーは予選参加前に、参加者自身により剥がさなければならない。
3. 参加者は、レーシングスーツの指定の位置に事務局が規定するワッペンを貼付しなければならない。但し、事務局が特に認めるドライバーについてはこの限りではない。

第 16 条 車両の交換

大会期間中における各レース参加受付後の車両交換は認められない。

第 17 条 大会期間中の整備作業

大会期間中に認められる車両整備は、以下の作業とする。

以下記載の作業以外は禁止とするが、当該大会の技術委員長又は事務局の許可がある場合、この限りではない。

1. エンジンオイル、トランスミッションオイルの点検補充、交換。
2. ブレーキ、クラッチフルードの点検補充、交換、エア抜き作業。
3. 冷却水の点検、クーラントまたは水の補充、交換。
4. バッテリー液量の点検。
5. タイヤ、ホイールの清掃。
6. タイヤエア圧の点検、調整。
7. ホイール取り付け状態の点検、締め付け確認。
8. ウォッシャー液量点検、ウォッシャー液または水の補充。
9. ガソリン給油。
10. 各種ステッカーの貼付、交換。
11. 車両より部品の取り外しを伴わない各部の清掃。

第 18 条 燃料

当該大会の参加時に使用する燃料は、JAF 国内競技車両規則第 3 編 第 1 章 第 8 条「燃料」に従い、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（添加物も含まない）自動車用無鉛燃料（ガソリン）を使用すること。また、いかなる添加剤の追加、燃料に対する冷却、加工等も認めない。

第 19 条 公式車両検査

公式車両検査に合格した車両は、当該大会期間中、いかなる改造(加工・交換・追加・変更)も認められない。また、事故や使用による損傷や摩耗した部品の交換(修復)は、事務局の許可を受けた上で作業を行うことができる。

第 20 条 公式予選

全ての参加ドライバーは、スターティンググリッド順を決定するための公式予選に出走し、タイム計測を受けなければならない。

第 22 条 決勝スターティンググリッドの決定方法

スターティンググリッドは、1 番グリッドより予選タイム順で配列される。

第 23 条 レーススタート方式

レースのスタート方式はグリッドスタートとする。

但し、悪天候等により、オーガナイザーおよび大会事務局によるローリングスタート等、スタート方式の変更がなされた場合を除く。

第 24 条 車両保管

1. 予選・決勝後に車両保管をされる場合がある。

決勝終了後以外にも、公式予選終了後に事務局およびオーガナイザーが車両検査を実施することがある。

競技車両は、予選終了後は各エントラントの整備エリア、決勝終了後はオーガナイザーが指定した車両保管エリアにおいて、当該大会競技員および事務局にて車両保管される。

車両保管は、予選終了後の公式通知、決勝後のオーガナイザーによる車両保管解除の通達をもって、それぞれ解除される。参加者は、車両保管が解除された後に第 17 条 大会期間中の整備作業が認められる。

2. 競技車両は、公式車検を受けた後、レース終了後の公道走行チェックを受けるまで当該サーキットの場外へ持ち出すことはできない。参加者の移動を目的とする車両の場外持ち出しが認められる場合がある。

場外へ持ち出しされた車両は、指定された時間に再車両検査を受け合格しなければ、その後の出走が認められない。また再車両検査には所定の手数料が発生する。

3. 大会期間中にリタイヤした場合、車両を当該サーキットの場外に持ち出せるのは、リタイヤ届けの受理後に実施される公道走行チェックを受けた後となる。

第 25 条 公道走行チェック

1. 公道走行チェックは、決勝暫定結果発表後、車両保管解除の通知から 30 分以内に、参加受付された全ての車両が受けなければならない。

参加車両は検査終了後、エントラントの署名を行い検査合格とする。

2. 決勝レースに不出場、またはリタイヤした車両についても、公道走行チェックを受けなければならない。

3. 検査項目は下記のとおりとする。

- (1) 車体外板
- (2) かじ取り装置
- (3) 制動装置
- (4) 走行装置
- (5) 動力伝達装置
- (6) 電気装置
- (7) 原動機
- (8) 排気系
- (9) 灯火装置・方向指示器
- (10) 警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
- (11) 競技走行において異常が認められた箇所
- (12) 最低地上高 (9cm 以上)

* (1)~(12) の検査内容について、JAF「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査標」に従う。

4. 公道走行チェックに於いて、一般公道に於ける運行が不適と判断された車両は、事務局の確認・承諾を得た後に、規定の場所（使用者の保管場所、自動車整備工場）までキャリアカーによって移動させなければならない。
5. 参加車両が本検査を受けなかった場合には、競技成績が抹消され、かつその参加者、ドライバーおよび当該車両のそれ以降の本シリーズへの参加は認められない。
6. 入賞した車両が本項によってその競技成績が抹消された場合でも、他の入賞車両の順位は変わらず、その車両の後順位の車両順位は繰り上げられない。

第 26 条 シリーズポイント

1. シリーズポイントは、以下の通り与えられる。
2. シリーズポイントは、当該ラウンド毎に完走したドライバーに与えられる。
3. 最終シリーズランキングは、東シリーズ / 西シリーズ毎に、それぞれの合計ポイントにより決定される。
4. シリーズポイント集計の結果、同ポイントの場合、順位は最終戦の獲得ポイントで決定される。
5. 下表の通り、各レースのポイントを算出する。

各レースポイント表

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
ポイント	20	17	15	14	13	12	11	10	9	8
順位	11 位	12 位	13 位	14 位	15 位	16 位	17 位	18 位	19 位	20 位
ポイント	7	6	5	4	3	0	0	0	0	0

6. 不可抗力によるレース中止の場合の取扱い

- ① 先頭車両が 2 周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、シリーズポイントと賞典は与えられない。
- ② 先頭車両が 2 周回以上を完了し、かつ当初のレース距離の 75% 未満でレースが中止された場合、シリーズポイントの 50%（少数点以下切捨て）と賞典が与えられる。

7. ペナルティポイントに関して

事務局は本規則第 14 条罰則に加え、以下の場合、ペナルティとしてシリーズポイントを減算する場合がある。

- ① H 項、L 項違反によるペナルティは、罰則の量刑による：-10 以上
- ② 車両規則違反が判明した場合、当該レースを含む以前に獲得した当該車両の当年度シリーズポイントの全てを無効とする。
- ③ ペナルティポイントにより各大会正式結果に影響を及ぼされることはない。

第 27 条 賞典

1. 各大会賞典

当該大会の賞典は、各大会の特別規則書に公示され、表彰を行う。

2. 仮表彰

各レースともに、決勝出走台数に関係なく第 3 位まで仮表彰を行う。

なお、各大会スケジュール上、行わない場合がある。

第 28 条 補足 / 統一解釈

補足-1

【タイヤ】

1. 公式車両検査時に施されたタイヤのマーキングは、当該大会終了時まで保存しなければならない。
また、大会期間中に当該大会でマーキングされたタイヤの提示を求める場合があり、その場合は指示に従うこと。
2. バースト、パンク等、やむを得ない理由の場合のみ、当該大会技術委員長によりタイヤマーキングが施される事を条件に 1 本のみ、交換が認められる。2 本以上の交換が必要な場合には、同クラス最後尾スタートとなる。
タイヤ交換申請は、予選終了 30 分後までに完了し、公式予選中の交換申請は認められない。
3. タイヤの裏組み（左右を逆に組み直す）は禁止され、タイヤマーキングは車両外側に向くようにすること。
4. タイヤの溝はレース前・公式車両検査時検時 6.0mm 以上あること。（測定・対象箇所は中央縦溝 4 本）
5. レース終了後の公道車検時において残溝が保安基準に適合していること。

※その他、タイヤに関する詳細は TECHNICAL REGULATION 9. タイヤ及びホイールの規定に準ずる。

補足-2

【重量】

TECHNICAL REGULATION 5-3 最低重量規定の通り、

決勝レース終了後、車両、ドライバー、装備品を含む合算した重量は、最低重量・規定値（525.0kg）以上の重量を保持しなければならない。

決勝レース終了後、重量が規定値に満たない場合、第 14 条-2. 車両規則違反の罰則を適用する。

補足-3

【データロガーおよびカメラ】

データロガーおよびカメラは、予選・決勝共に全車両が録画状態でコースインを行うこととする。

コースイン直前に、事務局により未録画状態が確認された場合、すみやかに指示にしたがい録画状態へ切り替えてからコースインを行う。

但し、事務局が機器の故障等により、やむを得ない状況と判断した場合、この限りではない。

データロガーおよびカメラデータの提出義務は TECHNICAL REGULATION 10-4-11 に準ずる。

本規定に記載されていない事項は、各大会の特別規則書、各サーキット一般競技規則、および各大会の公式通知により示される。

尚、現在未確定の西日本レースシリーズの日程・場所が確定後より、本規定の変更や解釈は事務局よりブルテン (Bulletin) として公示される。

ケータハムカップ・ジャパン事務局 (CCJA)

〒145-0061 東京都大田区石川町 2-1-1 エスシーアイ株式会社 内

TEL : 03-5754-2227 FAX : 03-5754-2779

<https://www.caterham-cars.jp>